

# 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成 30-32 年度計画) 中間案 [概要]

## 1 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し定めるものです。平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、それぞれの地域にふさわしい地域包括ケアシステムの実現を目指し策定します。

## 2 本市の高齢者を取り巻く現状

65 歳以上の高齢者人口(第 1 号被保険者)	(平成 29 年)	(平成 32 年推計)	(平成 37 年推計)
	243,131 人	→ 257,423 人	→ 273,360 人
要介護等認定者数	(平成 29 年)	(平成 32 年推計)	(平成 37 年推計)
	44,132 人	→ 49,196 人	→ 57,051 人
認知症高齢者数(推計)※	(平成 27 年)	(平成 32 年)	(平成 37 年)
	38,037 人	→ 48,564 人	→ 59,554 人

※認知症有病率が糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合の推計値

## 3 計画の位置付けと基本目標

◎仙台市基本構想 目指す仙台の都市像

支え合う健やかな共生の都

◎仙台市基本計画 都市像実現のための重点政策

地域で支え合う心豊かな社会づくり

◎仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本目標

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、  
社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても  
地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

## 4 高齢者保健福祉施策の推進 「3つの基本的な方向」に基づく「7つの施策」

施策の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が、包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指します。

### 【方向 1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

#### (施策 1) 健康と元気でいられる環境づくり

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を進めます。

#### (施策 2) 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

高齢者が知識や経験、能力を生かして活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供のほか、就労の機会の確保、地域の支え合い活動やボランティア活動などの社会参加、生きがいづくりに対する支援などを進め、高齢者の活動機会の充実を図ります。

### 【方向 2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

#### (施策 3) 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、生活支援サービスを提供する体制づくりのほか、多様な住まいの確保などの居住環境の整備などに取り組みます。

#### (施策 4) 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

高齢者が在宅生活を継続することができるよう、地域における支え合いの機運醸成に取り組むとともに、担い手の育成や活動の充実に向けた支援を進めます。

また、地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護などの様々な専門職や関係機関等の連携強化を図ります。

#### (施策 5) 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方本人や家族目線での支援の充実を図るとともに、認知症の方や家族を支える体制づくりを進めます。

### 【方向 3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

#### (施策 6) 介護サービス基盤の整備

高齢者が適切な介護サービスを受け、高齢者を支える家族も仕事や育児などと介護を両立できるように、サービスの質の確保を図るとともに、計画的なサービス基盤の整備を進めます。

〈計画期間(平成30～32年度)内の整備量の目標〉

#### ◇介護サービス基盤の整備目標

特別養護老人ホーム	850人分	介護老人保健施設	100人分
認知症高齢者グループホーム	180人分	特定施設入居者生活介護	300人分
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所	12事業所		

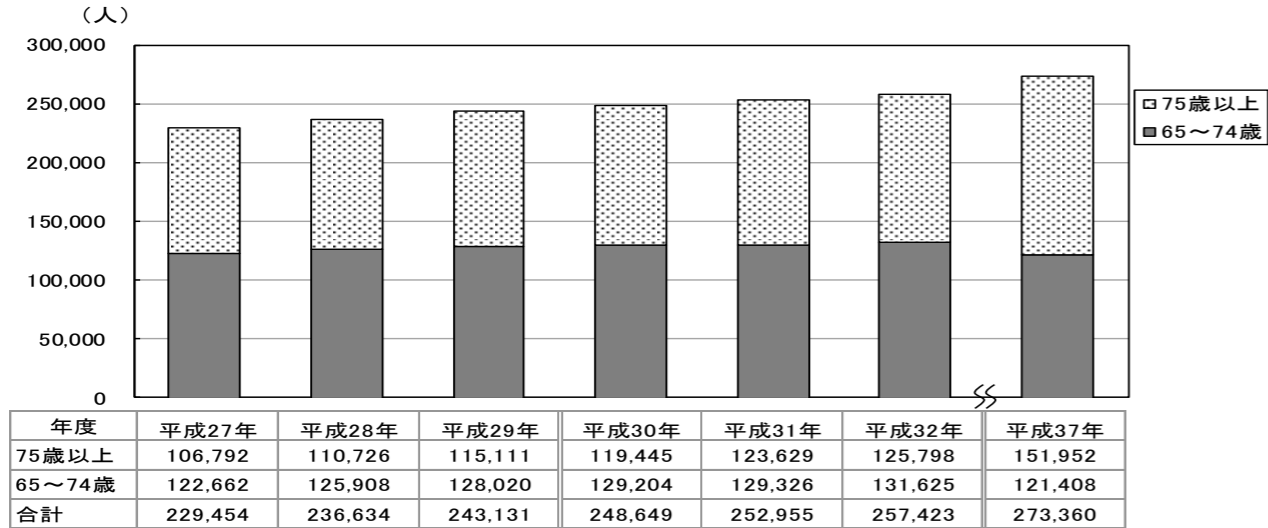
#### (施策 7) 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

将来にわたって介護人材が確保され、サービスが安定的に提供されるよう、関係機関や団体などと連携した人材確保や人材の育成、介護従事者の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

## 5 平成30年度～平成32年度における介護保険事業に係る見込み

### (1) 第1号被保険者

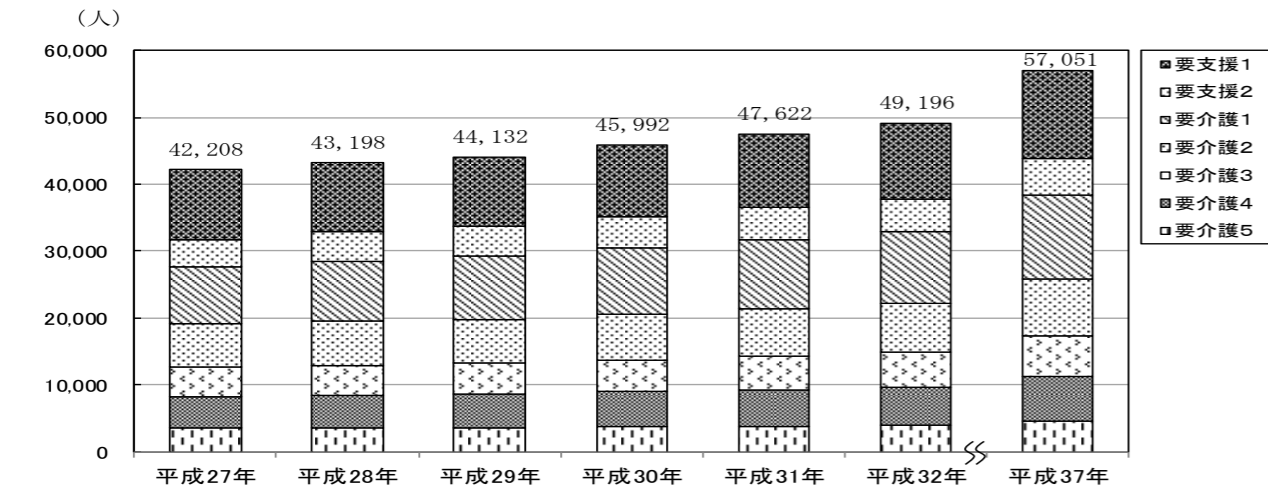
第1号被保険者(65歳以上の方)は今後も増加する見込みです。  
平成29年 約24万3千人 ⇒ 平成32年 約25万7千人



※平成29年までは実績(住民基本台帳(各年10月1日))、30年以降は推計

### (2) 要介護等認定者

要介護等の認定を受ける方も増加する見込みです。  
平成29年 約4万4千人 ⇒ 平成32年 約4万9千人



※平成29年までは実績(住民基本台帳(各年10月1日))、30年以降は推計

### (3) 保険給付費等の見込み

現時点での試算額です。平成30年度介護報酬改定の率等、不確定な要素があるため、今後、変動することがあります。

保険給付費等の費用は2,298億円と見込まれます。

区分	平成30年度	平成31年度(前年比)	平成32年度(前年比)	平成30～32年度計	(参考)第6期計	
保険給付費	居宅サービス等	299億円	311億円 +4.0%	322億円 +3.5%	932億円	1,027億円
	施設サービス	209億円	224億円 +7.2%	230億円 +2.7%	663億円	560億円
	地域密着型サービス	131億円	135億円 +3.1%	144億円 +6.7%	410億円	304億円
	高額介護サービス等	40億円	41億円 +2.5%	42億円 +2.4%	123億円	134億円
	小計	679億円	711億円 +4.7%	738億円 +3.8%	2,128億円	2,025億円
地域支援事業	55億円	57億円 +3.6%	58億円 +1.8%	170億円	48億円	
合計	734億円	768億円 +4.6%	796億円 +3.6%	2,298億円	2,074億円	

## (4) 平成30年度～平成32年度の第1号被保険者の保険料

現行の基準額 5,493円/月 ⇒ 次期の基準額 5,924円/月 (+431円、7.8%)

平成27年度～平成29年度(第6期)の保険料

第1号被保険者の負担率: 約22%  
(※)公費により0.5→0.45に軽減しています

区分	段階	対象者	保険料	基準額に対する割合
基準額より軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	2,472円	0.45(※)
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,472円	0.45(※)
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,571円	0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	4,129円	0.75
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	4,669円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	5,493円	基準額 1.0
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	6,043円	1.1
	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	6,867円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,240円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	9,064円	1.65
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	10,163円	1.85
	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方	10,987円	2.0

合計所得金額(第6期): 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)です。

平成30年度～平成32年度(第7期)の保険料(試算額)

第1号被保険者の負担率: 約23%  
(※)公費により0.5→0.45に軽減しています

区分	段階	対象者	保険料(月額換算)	基準額に対する割合
基準額より軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	2,666円	0.45(※)
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,666円	0.45(※)
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,851円	0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	4,443円	0.75
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	5,036円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	5,924円	基準額 1.0
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	6,517円	1.1
	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	7,405円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,886円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	9,775円	1.65
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	10,960円	1.85
	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方	11,849円	2.0

合計所得金額(第7期): 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。